

藤沢市分娩前妊婦PCR等検査費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦が分娩前に受けた新型コロナウイルス感染症検査に要した費用の一部を予算の範囲内において助成することについて、母子保健医療対策総合支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の実施について（令和5年2月14日子発0214第1号）の別紙母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添2-1、2-2及び藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により分娩前妊婦PCR等検査（LAMP検査、抗原定量検査を含む。以下「PCR等検査」という。）費用の助成を受けることができる対象者は、次に掲げる要件の（1）及び（2）を満たす者とする。

（1）PCR等検査を実施した日において本市の住民基本台帳に記載されている者

（2）次に掲げる要件を満たしたPCR等検査を受けた者

ア 妊娠35週から38週ころに実施されたPCR等検査であること。

イ 新型コロナウイルス感染症を疑う症状がなく、不安の解消を目的として妊婦が実施することを希望したPCR等検査であること。

ウ 令和5年4月1日から令和5年9月30日までに実施されたPCR等検査であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は対象者とする。

(助成の内容)

第3条 PCR等検査に要した費用の自己負担額について、一度の妊娠につき1回に限り、9千円を限度に助成する。

(助成の申請及び決定等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、藤沢市分娩前妊婦PCR等検査助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、令和5年12月31日までに市長に提出するものとする。

（1）領収書の写し又はPCR等検査の費用を支払ったことを証する書類

（2）母子健康手帳の妊娠中の経過が記載された箇所の写し

（3）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交

付又は不交付を決定する。この場合において、助成金の交付を決定するときは藤沢市分娩前妊婦PCR等検査費用助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定するときは藤沢市分娩前妊婦PCR等検査費用助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に決定内容を通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第5条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに藤沢市分娩前妊婦PCR等検査費用助成金請求書兼口座振込依頼書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止とする。